

令和8年余市町議会第1回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
延 会 午後 2時47分

○招 集 年 月 日

令和8年3月3日（火曜日）

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
副 町 長 渡 邊 郁 尚
総 務 部 長 高 橋 伸 明

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

総 務 課 長 越 智 英 章
財 政 課 長 高 田 幸 樹
税 務 課 長 成 田 文 明

○開 会

令和8年3月3日（火曜日）午前10時

民 生 部 長 阿 部 弘 亨
福 祉 課 長 大 森 直 也
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 新 木 徹 也

○出 席 議 員 （15名）

余市町議会議長 7番 藤野博三
余市町議会副議長 3番 岸本好且
余市町議会議員 1番 山本正行
" 2番 尾森加奈恵
" 4番 佐藤剛司
" 5番 内海富美子
" 6番 庄巖龍
" 8番 川内谷幸恵
" 9番 土屋美奈子
" 11番 茅根英昭
" 12番 中井寿夫
" 13番 ジャストミートあたる
" 14番 大物翔
" 15番 白川栄美子
" 16番 寺田進

保 険 課 長 枝 村 潤
環 境 対 策 課 長 佐々木大介
総 合 政 策 部 長 橋 端 良 平
政 策 推 進 課 長 荒 井 拓 之 介
農 林 水 産 課 長 北 島 貴 光
商 工 観 光 課 長 鈴 木 貴 之
建 設 水 道 部 長 紺 谷 友 之
建 設 課 長 井 上 健 男
ま ち づ くり 計 画 課 長 二 木 二 郎
水 道 課 長 (併) 下 水 道 課 長 後 藤 将 人
会 計 管 理 者 (併) 会 計 課 長 小 黒 雅 文
農 業 委 員 会 事 務 局 長 佐々木孝太
教 育 委 員 会 教 育 長 前 坂 伸 也
教 育 部 長 (兼) 社 会 教 育 課 長 浅 野 敏 昭
学 校 教 育 課 長 本 間 憲 明
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 絹 野 秀 克
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 小 林 武
(併) 監 査 委 員 事 務 局 長

○欠 席 議 員 （0名）

○出 席 者

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広
書 記 寒 河 江 美 桜
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
- 第 3 令和7年余市町議会第4回定例会付託 議案第 9号 余市町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 第 4 議案第10号 余市町手話言語条例案（以上2件、民生教育常任委員会審査結果報告）
- 第 5 議案第 7号 令和7年度余市町一般会計補正予算（第11号）
- 第 6 議案第 8号 令和7年度余市町水道事業会計補正予算（第5号）
- 第 7 議案第 9号 令和7年度余市町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第11号 余市町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案
- 第 9 議案第14号 工事請負契約の締結について
- 第10 議案第15号 工事請負契約の締結について
- 第11 一般質問

開 会 午前10時00分

○議長（藤野博三君） ただいまから令和8年余市町議会第1回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、議案16件、他に委員会審査結果報告2件、一般質問と議長の諸般報告及び令和8年度町政執行方針と教育行政執行方針です。

○議長（藤野博三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議席番号2番、尾森議員、議席番号4番、佐藤議員、議席番号5番、内海議員、以上のとおり指名いたします。

○議長（藤野博三君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○11番（茅根英昭君） 令和8年余市町議会第1回定例会開催に当たり、昨日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名の出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、議案16件、一般質問は7名によります11件、令和8年度町政執行方針並びに教育行政執行方針、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日より3月18日までの16日間と決定しましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第3、議案第9号 余市町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

案、日程第4、議案第10号 余市町手話言語条例案、以上2件につきましては委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、議案第7号 令和7年度余市町一般会計補正予算（第11号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、議案第8号 令和7年度余市町水道事業会計補正予算（第5号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、議案第9号 令和7年度余市町下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、議案第11号 余市町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案につきましては、所管の民生教育常任委員会に付託することに決しました。

日程第9、議案第14号 工事請負契約の締結についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、議案第15号 工事請負契約の締結についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、一般質問は、7名による11件です。

日程第12、議案第1号 令和8年度余市町一般会計予算、日程第13、議案第2号 令和8年度余市町介護保険特別会計予算、日程第14、議案第3号 令和8年度余市町国民健康保険特別会計予算、日程第15、議案第4号 令和8年度余市町後期高齢者医療特別会計予算、日程第16、議案第5号 令和8年度余市町水道事業会計予算、日程第17、議案第6号 令和8年度余市町下水道事業会計予算の以上6件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、議長を除く議員14名で構成する令和8年度余市町各会計予算特別委員会を設置し、付託することに決しました。

日程第18、議案第10号 余市町職員給与条例の

一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第19、議案第12号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第20、議案第13号 余市町街路灯設置補助金交付条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第21、議案第16号 余市町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、それらの案件が提出されました時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から18日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から18日までの16日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、絹野選挙管理委員会委員長は、選挙管理委員会に関する一般質問の際に出席願うことになっておりますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますこと

をご報告申し上げます。

○議長（藤野博三君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、去る2月12日、札幌市において開催されました後志町村議会議長会定期総会について報告いたします。総会では、令和8年度の事業計画及び歳入歳出予算、負担金賦課徴収方法等がそれぞれ承認、決定されておりますことをご報告申し上げます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定によります令和7年度事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の報告が教育委員会からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

なお、詳細につきましては、関係書類を事務局に保管してありますので、必要な場合ご覧いただきたいと思ひます。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（藤野博三君） 次に、令和7年余市町議会第4回定例会において付託に関わる日程第3、議案第9号 余市町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案を議題といたします。

この際、民生教育常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○6番（庄 巖龍君） ただいま上程されました令和7年余市町議会第4回定例会において民生教育常任委員会に付託されました議案第9号 余市町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案につきまして、その審査の経過並びに結果につきまして私からご報告をさせてい

たきます。

委員会の開催年月日、出席委員、説明員等につきましては、お手元に報告書が配付をされておりますので、報告を省略させていただきたいと思ひます。

このたびの条例の主たる内容につきましては、児童福祉法第34条の16第1項に基づき、国が定める基準に沿って乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する事項を余市町として条例で定めるものであります。また、発達に不安のある乳幼児やその保護者を支援する事業の質を確保し、適切に維持していくため必要となる基準を明確にするものであります。

以下、審査の結果における質疑等の内容について、その主たるものをご報告申し上げます。本条例の審査においては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案21条の6号、保育室または遊戯室の面積や前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であることとあるが、人数が増えた場合この限りではなくなるのか。利用時間はどれくらいを想定しているのか。中央保育所で1日3名ほど受入れ予定とのことだが、一時預かりとの併用についてどのように周知と運用をしていくのか。保護者によっては一時預かり事業、乳児等通園支援事業の両方使える人が出てくるのか。一時預かり事業は何か事情がないと使えない、一方乳児等通園支援事業は事情がなくても使える、周知が難しいと思うが、分かりやすく伝えていく工夫はされるのかとの質疑に対し、理事者側のほうから答弁があり、人数が増えても1人当たりの面積は基準が決まっているため基準内で受入れとなる。1人月10時間まで使える制度で、余市町では9時から11時までの枠と15時から17時までの枠で実施をする。1時間単位、2時間単位かは利用者の希望と保育所の状況を照らし合わせながら安全に運用する。実施に当たり専属の職員1人をつける予定となっており、事業は並行して

運用でき、周知方法についてはホームページ、保育所、ライン等で周知を考えている。要件が合えばどちらも使うことが可能、保護者と相談の上、一時預かり事業、乳児等通園支援事業を使っていくことになる。一時預かり事業は直接保育所に連絡して活用できるが、乳児等通園支援事業は国の事業となり、手続があるので、利用の仕方の資料を作りながら実施に向けて考えていきたいとの答弁が理事者側からなされました。

これらの審査経過を踏まえ、採択に付したところ、令和7年余市町議会第4回定例会において民生教育常任委員会に付託されました議案第9号余市町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決との結論を得た次第でございます。

議員各位におかれましては、ご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、民生教育常任委員会の審査結果のご報告とさせていただきます。

○議長（藤野博三君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号余市町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案は、委員長の報告のとおり決しました。

○議長（藤野博三君） 次に、令和7年余市町議会第4回定例会において付託に関わる日程第4、議案第10号余市町手話言語条例案を議題といたします。

この際、民生教育常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○6番（庄 巖龍君） ただいま上程されました令和7年余市町議会第4回定例会において民生教育常任委員会に付託されました議案第10号余市町手話言語条例案につきまして、その審査の経過並びに結果につきまして私からご報告させていただきます。

委員会の開催年月日、出席委員、説明員等につきましては、お手元に報告書が配付をされておりますので、報告を省略させていただきます。

本条例案は、手話に関する施策の推進に関する法律の目的を踏まえ、手話が言語であるという認識の下、その施策推進のために基本理念を規定し、また町の責務、そして町民及び事業者の役割を定めることにより手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進をし、手話を必要とする全ての町民がお互いに人格と個性を尊重し合い、安心して暮らせる共生社会の実現に資することを目的とし、北後志5か町村で連携をして同一内容の条例を制定し、一体的な支援を目指すものであります。

以下、審査の結果における質疑等の内容について、その主たるものをご報告申し上げます。本条例の審査につきましては、学校や一般の方へのアプローチの方法はどうするのか。通訳者の人員配置や財政負担はどのように考えているのか。条例が制定され、啓発活動により増えると思うが、何名増えると考えているのか。手話通訳者の資格取得に助成等はあるのか。手話通訳に必要な人数は几人か。条例制定に当たり実効性がある条例にするためにこれから実施が確定しているものがあれば教えていただきたい。啓発活動は町職員が率先して、例えば1階の窓口にいる職員などが基礎的

な手話を学ぶことは考えていないのか。条例制定に当たり町として専門的な部署等を考えているのか。事業者に対する啓発だけではなく手話の養成も含めてどのように考えてやっていくのか。最終的に町民の方がみんな手話を覚えて使えるようになればいいということだが、取っかかりとして遊びを取り入れながら学ぶという方法もあると思うが、いかがかとの質疑がなされ、その質疑に対しまして理事者側からは、第1段階では周知、啓発活動の実施、学校へは教育委員会と連携をし、教育の場ではどのようなことができるのか協議をしていきたい。一般の方につきましてもホームページ、SNS、広報紙等を通じて手話が言語であるという認識を広めていきたい。人員配置については、現在手話登録員が9名おり、手話が必要な際に申請をいただいて通訳者を派遣している。通訳者には報酬等が支払われている。人数までは回答はできないが、手話奉仕員養成講座を北後志5か町村で開催をし、手話通訳者の育成を図って人材確保に努めている。身体障害者手帳の保持者は90名、手話通訳者派遣事業を利用している方は約10名。現状実施しているのは、手話登録員養成として手話奉仕員養成講座、手話通訳者の技術向上を目的として手話通訳者登録員研修会、手話通訳者派遣事業や役場に手話通訳者を派遣して役場での手続のお手伝いをするということを実施をしている。条例制定後は今実施している事業を継続をし、充実させていくことになる。また、町民、事業者の理解促進、教育委員会との調整となるが、教育現場での学習の要素として手話を活用できないかを検討していきたいが、まずは啓発活動を行っていききたい。職員、町民含めての周知、啓発になると考えるが、職員に対しても周知、啓発を行っていききたい。福祉課が所管となるが、どのような形がいいか町内各種団体と意見交換をしながら進める。第1段階として啓発活動を考えており、先行自治体の状況を参考にしながら進めていき

たい。覚えやすいような環境づくりは大事だと考えるが、教育委員会とどのような形で普及をしていくのか協議していきたいとの答弁がなされたところであります。

これらの審査経過を踏まえ、採択に付したところ、令和7年余市町議会第4回定例会において民生教育常任委員会に付託されました議案第10号余市町手話言語条例案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決との結論を得た次第でございます。

議員各位におかれましては、ご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げ、民生教育常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（藤野博三君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号 余市町手話言語条例案は、委員長の報告のとおり決しました。

○議長（藤野博三君） 日程第5、議案第7号 令和7年度余市町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました議案第7号 令和7年度余市町一般会計補正予算（第11号）について、その概要をご説明申し上げ

ます。

今回ご提案いたします補正予算につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の追加、戸籍の旧氏に係る振り仮名法制化に伴う住民基本台帳ネットワークシステム改修委託料、建設工事費の修正設計に伴う除雪作業車等保管倉庫建設事業の増額、令和8年度実施分に係る国の交付決定の前倒しに伴うガストロノミーツーリズム推進事業の増額、本年度の実施が困難となる各種事業費の整理による減額補正計上を行ったものであります。また、社会保障・税番号制度システム整備事業ほか3事業について、本年度内に事業の完了が見込めないことから、繰越明許費の追加及び変更をしたものであります。

次に、ただいま申し上げました以外の主な補正内容について、歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う積立金と青森県東方沖地震に係る災害支援として本町が代理で受けていた寄附金、余市町生活バス路線運行費補助金の補正計上を行ったものでございます。

民生費におきましては、利用件数の増加に伴う地域生活支援事業委託料の補正計上を行ったものでございます。

農林水産業費におきましては、新規対象者の増加に伴う農業次世代人材投資資金交付金、捕獲数の増加に伴うエゾシカ捕獲事業交付金、熊対策協力活動助成金の補正計上を行ったものでございます。

公債費におきましては、利率見直し及び借入条件の確定に伴う長期債元金並びに利子の補正計上を行ったものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、国庫支出金等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源については地方交付税、繰越金等に求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

この結果、今回の補正予算額 5 億 6,839 万

7,000円を既定予算に追加した予算総額は144億7,199万3,000円と相なった次第であります。

今回ご提案いたしました補正予算（第11号）について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（高田幸樹君） 議案第7号 令和7年度余市町一般会計補正予算（第11号）。

令和7年度余市町の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,839万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億7,199万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年3月3日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。6ページをお開き願います。中段でございます。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額6億4,269万9,000円、24節積立金6億4,269万9,000円につきましては、寄附による余市町ふるさと応援寄附金基金積立金6億4,269万9,000円の補正計上でございます。

5目企画費、補正額437万8,000円、18節負担金補助及び交付金437万8,000円につきましては、余市町生活バス路線運行事業補助金の補正計上でございます。

12目諸費、補正額564万2,000円、18節負担金補助及び交付金510万円につきましては、派遣職員に係る給与費負担金の補正計上でございます。25節寄附金54万2,000円につきましては、青森県東方沖地震被災地への災害支援として本町が代理で受領、受付をした寄附金の補正計上でございます。

13目物価高騰対策事業費、補正額1,146万5,000円、18節負担金補助及び交付金1,146万5,000円につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業に係る補正計上でございます。内訳といたしまして、地域街路灯LED化推進事業として106万5,000円、水道、下水道施設エネルギー価格高騰支援事業として水道事業会計負担金680万円と下水道事業会計負担金360万円の補正計上でございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額158万7,000円、12節委託料158万7,000円につきましては、国の法律改正により戸籍の記載事項のうち旧氏に振り仮名が追加されるに伴う住民基本台帳ネットワークシステムの改修に係る補正計上でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、6目心身障害者対策費、補正額87万6,000円、12節委託料87万6,000円につきましては、利用件数の増に伴います地域生活支援事業委託料の補正計上でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目母子保健費、補正額6万1,000円、22節償還金利子及び割引料6万1,000円につきましては、過年度母子保健対策強化事業国庫補助金返還金の補正計上でございます。

4款衛生費、2項清掃費、1目じん芥処理費、補正額2億4,114万円の減につきましては、一般廃棄物最終処分場施設整備事業に関する減額補正計上でございます。内訳といたしまして、12節委託料748万円の減につきましては、実施設計の完了による減額補正計上でございます。14節工事請負費

2億3,366万円の減につきましては、本年度分の工事支出が発生しないことによる減額補正計上でございます。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、補正額536万6,000円の減、12節委託料536万6,000円の減につきましては、旧勤労青少年ホーム解体事業に関する減額補正計上でございます。内訳といたしまして、アスベスト含有調査委託料の完了に伴う減額補正計上と解体設計委託につきましては本年度実施を見送ったことによる減額補正計上でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額466万5,000円、18節負担金補助及び交付金466万5,000円につきましては、新規対象者の増に伴います農業次世代人材投資資金交付金300万円のほか、有害鳥獣対策として捕獲数の増に伴うエゾシカ捕獲事業交付金100万円、熊対策協力活動助成金66万5,000円の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。6目農業土地基盤整備費、補正額100万4,000円、18節負担金補助及び交付金100万4,000円につきましては、町有地の売却に伴い当該土地を取得した際の国庫補助及び道費負担相当額を国及び北海道へ納付する土地改良譲与財産処分負担金の補正計上でございます。

10目ガストロノミーツーリズム推進事業費、補正額6,585万9,000円につきましては、国の補助金を活用し、令和6年度から3か年間で実施する計画の本事業でございますが、このたび国の令和7年度補正予算にて補助金の前倒しによる交付決定を行う方針が内閣府より示されたことに伴い、本補正予算にて計画の最終年次である令和8年度分の事業費予算をご提案するものでございます。内訳といたしまして、7節報償費190万円、8節旅費300万円、10節需用費122万円、11節役務費40万円、12節委託料1,200万円、13節使用料及び賃借料213万9,000円、18節負担金補助及び交付金4,520万

円の補正計上でございます。

6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費、補正額25万3,000円、18節負担金補助及び交付金25万3,000円につきましては、水産物供給基盤機能保全事業負担金の補正計上でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、補正額2,644万7,000円の減につきましては、橋りょう補修整備事業のうち12節委託料356万2,000円の減につきましては橋りょう補修調査設計委託料の完了に伴う減額補正、14節工事請負費2,300万円の減につきましては万歳橋補修工事の実施見送りに伴う減額補正のほか、財源の組替え計上と22節償還金利子及び割引料11万5,000円につきましては過年度工事における橋りょう長寿命化補修事業国庫補助金返還金の補正計上でございます。

2目冬期除雪対策費、補正額1億1,065万8,000円につきましては、除雪作業車等保管倉庫建設事業につきまして令和7年度一般会計補正予算(第5号)にて建設工事修正設計委託料の議決をいただき、修正設計を実施しているところですが、その結果建設工事費等の不足が見込まれることから、工事監理委託料と工事請負費の補正計上をご提案するものでございます。内訳といたしまして、12節委託料394万9,000円、14節工事請負費1億670万9,000円の補正計上でございます。

8款土木費、5項都市計画費、2目公園管理運営事業費、補正額23万1,000円、22節償還金利子及び割引料23万1,000円につきましては、過年度工事における公園長寿命化事業国庫補助金返還金の補正計上でございます。

8款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費、補正額300万円の減、12節委託料300万円の減につきましては、各団地環境整備事業のうち円山団地屋根・外壁改修工事設計委託の実施見送りに伴います減額補正計上でございます。

11款公債費、1項公債費、1目元金、補正額63万

1,000円の減、22節償還金利子及び割引料63万1,000円の減につきましては、利率見直し方式により借り入れた長期債のうち本年度利率見直し分に係る償還元金の減額補正計上でございます。

2目利子、補正額439万7,000円の減につきましては、1目元金と同様、利率見直し方式により借り入れた長期債のうち本年度利率見直し分に係る償還利子のほか、令和6年度借入れの長期債に係る償還利子の確定に伴います減額補正でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。最下段でございます。2、歳入、11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額625万8,000円、1節地方交付税625万8,000円につきましては、必要となる一般財源として普通交付税の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額4,001万6,000円、1節総務費国庫補助金4,001万6,000円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金158万7,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金950万円、地域未来交付金2,892万9,000円の補正計上でございます。

2目民生費国庫補助金、補正額43万8,000円、1節社会福祉費国庫補助金43万8,000円につきましては、地域生活支援事業費補助金の補正計上でございます。

3目衛生費国庫補助金、補正額8,036万9,000円の減、1節保健衛生費国庫補助金8,036万9,000円の減につきましては、一般廃棄物最終処分場整備事業補助金の減額補正でございます。

4目土木費国庫補助金、補正額1,566万8,000円の減につきましては、各事業費の確定見込み等に伴う補正計上でございます。内訳といたしまして、1節道路橋りょう費国庫補助金1,520万9,000円の減につきましては、橋りょう長寿命化補修事業補

助金1,593万9,000円の減と除雪作業車等保管倉庫建設事業補助金73万円の補正計上でございます。

2節住宅費国庫補助金45万9,000円の減につきましては、公営住宅等整備事業補助金の減額補正計上でございます。

16款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金、補正額21万9,000円、1節社会福祉費道補助金21万9,000円につきましては、市町村地域生活支援事業費補助金の補正計上でございます。

4目農林水産業費道補助金、補正額300万円、1節農業費道補助金300万円につきましては、農業次世代人材投資事業補助金の補正計上でございます。

17款財産収入、2項財産売払収入、2目不動産売払収入、補正額116万7,000円、1節土地建物売払収入116万7,000円につきましては、町有地の売却に伴う土地売払収入の補正計上でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額6億4,324万1,000円、1節総務費寄附金6億4,324万1,000円につきましては、2万9,153件の余市町ふるさと応援寄附金6億1,384万9,000円と42件の災害支援代理寄附金54万2,000円のほか、余市町まち・ひと・しごと創生推進プロジェクト応援寄附金2,885万円としてリアックスインターナショナル株式会社様からの200万円、株式会社ダイナトレック様からの100万円、北新マテリアル株式会社様からの10万円、株式会社カーヴ・ド・リラックス様からの30万円、青池水産株式会社様からの1,000万円、サッポロビール株式会社様からの1,000万円、ホクレン農業協同組合連合会様からの100万円、匿名を希望される事業者様からの50万円のほか、日本テクニカルマネジメント株式会社様、シエンプレ株式会社様、ビルドプロテック株式会社様からのご寄附に係る補正計上でございます。いずれもご寄附をいただいた方からのご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

19款繰入金、3項公共施設建設整備基金繰入金、1目公共施設建設整備基金繰入金、補正額6,785万7,000円、1節公共施設建設整備基金繰入金6,785万7,000円につきましては、歳出における一般廃棄物最終処分場施設整備事業及び除雪作業車等保管倉庫建設事業に係る繰入金の補正計上でございます。

19款繰入金、4項余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額3,693万円、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金3,693万円につきましては、歳出におけるガストロノミーリズム推進事業に係る繰入金の補正計上でございます。

19款繰入金、5項森林環境譲与税基金繰入金、1目森林環境譲与税基金繰入金、補正額100万円、1節森林環境譲与税基金繰入金100万円につきましては、歳出におけるエゾシカ捕獲事業交付金に係る繰入金の補正計上でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額201万円、1節繰越金201万円につきましては、必要となる一般財源の補正計上でございます。

21款諸収入、3項貸付金元利収入、4目保留地管理法人貸付金元金収入、補正額109万8,000円、1節保留地管理法人貸付金元金収入109万8,000円につきましては、保留地管理法人への貸付けに係る定期償還分が返済されたことに伴う保留地管理法人貸付金元金収入の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。22款町債、1項町債、1目衛生債、補正額1億4,540万円の減、1節衛生債1億4,540万円の減につきましては、事業費の確定見込みに伴う減額補正計上でございます。

2目土木債、補正額130万円につきましては、事業費の確定見込み等に伴う補正計上でございます。内訳といたしまして、1節道路橋りょう債380万円につきましては、橋りょう補修整備事業債につきまして過疎対策事業債から土木債への振替

による補正計上でございます。2節住宅債250万円の減につきましては、事業費の確定見込みに伴う各団地環境整備事業債の減額補正計上でございます。

4目公共施設等適正管理推進事業債、補正額560万円の減、1節公共施設等適正管理推進事業債560万円の減につきましては、旧勤労青少年ホーム解体事業に関して解体設計委託の本年度実施見送りによる減額補正計上でございます。

8目過疎対策事業債、補正額1,090万円、1節過疎対策事業債1,090万円につきましては、事業費の確定見込み等に伴う補正計上でございます。内訳といたしまして、橋りょう補修整備事業債1,580万円の減につきましては、過疎対策事業債から2目土木債への振替による減額補正計上でございます。除雪作業車等保管倉庫建設事業債2,670万円につきましては、事業費の増額に伴う補正計上でございます。

次に、繰越明許費につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。中段でございます。第2表、繰越明許費補正につきましては、繰越事業の追加及び変更でございます。繰越事業の追加につきましては款、項、事業名、金額の順に、繰越事業の変更につきましては款、項、補正前の事業名と金額、補正後の事業名と金額の順にご説明申し上げます。1、追加、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、社会保障・税番号制度システム整備事業、金額158万7,000円。6款農林水産業費、1項農業費、事業名、ガストロノミーツーリズム推進事業、金額6,585万9,000円。8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、除雪作業車等保管倉庫建設事業、金額3億3,755万1,000円。2、変更、2款総務費、1項総務管理費、補正前事業名、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、金額2億6,750万円、補正後事業名、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、金額2億6,856万5,000円。

次に、地方債補正につきましてご説明申し上げます。同じく2ページの下段をご覧ください。第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定見込み等に伴う起債限度額の補正でございます。起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順にご説明申し上げます。1、変更、起債の目的、一般廃棄物最終処分場施設整備事業債、補正前限度額1億6,530万円、補正後限度額1,990万円。各団地環境整備事業債、補正前限度額5,750万円、補正後限度額5,500万円。旧勤労青少年ホーム解体事業債、補正前限度額560万円、補正後限度額ゼロ円。橋りょう補修整備事業債、補正前限度額1,580万円、補正後限度額380万円。除雪作業車等保管倉庫建設事業債、補正前限度額1億8,230万円、補正後限度額2億900万円。

以上、議案第7号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） 質問させていただきます。

6ページの歳出、2款13目の物価高騰対策事業費の地域街路灯LED化事業補助金というのがあるのですが、物価高騰対策費とLED化事業補助金の関連というのをお聞きしたいと思います。

それと、その下、戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳ネットワークシステム改修委託料、これ振り仮名ということだったのですが、振り仮名がついていなかったということをつけるのだろうと思いますけれども、今まではどういった不便さがあったのか、つけることによってどういう便利さが増すのかということをお示しいただきたいと思います。

以上2点です。

○商工観光課長（鈴木貴之君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきます。

地域街路灯LED化事業補助金に関してなのですけれども、私の商工観光課で商店街のほうの街路灯の担当をしているところなのですけれども、物価高騰対策との関連というところでLED化に伴いまして省エネというところがなりますので、電気料金の節減、地域街路灯のさらなる省エネ性能の促進というところで物価高騰対策というところに当てはまるというところに対応しているところでございます。

○建設課長（井上健男君） 13番、ジャストミートあたる議員からのご質問に答弁いたします。

物価高騰対策支援の中のLED対策事業というご質問でございます。建設課のほうでは、自治会等に対してのエネルギー物価高騰対策支援をすることを目的として、主に街路灯、夜間の防犯灯などにつきましてLED化を推奨することによりエネルギーコストの上昇への体制強化、あるいは電気料金の節減としての地域財政負担の軽減を図るためにこの事業を実施しておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○福祉課長（大森直也君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問にご答弁申し上げます。

振り仮名つけることによって、今まで不便さがあった、どのようなことで便利になったかというご質問でございます。今までの住民票等につきましては、漢字表記のみの記載で住民票発行しておりました。住民票に振り仮名を記載することによって、例えばなのですけれども、漢字表記で読めない場合もございますので、それが住民票に記載することによって氏名のほう読みやすくなったということで認識してございます。

○13番（ジャストミートあたる君） ありがとうございます。街路灯LED化は、商店街をエネルギー価格高騰によりLED化にして電気代を安く

するというので理解しました。これ商店街限定というのはどういうことですか。これでいったら、商店街だけではなくてもいろいろなところにLED化したほうがいいと思うのですが、商店街優先的にしたのはなぜでしょうかというのが再質問です。

それと、振り仮名が漢字だけだったということなのですが、今いろいろな国から日本にやってくる移民とまでは言いませんが、そういった方たちがいらっしゃる幼稚園とかにも外国人の方の親御さんが見受けられるということで英語表記の振り仮名どうなっているのかなど。例えばアジア系のフィリピンだとか、そういった方が日本国籍取った場合こういった振り仮名はどうなるのかということ、英語表記に対しての振り仮名はどうなるのかということをお伺ひしたいです。

以上2点です。

○商工観光課長（鈴木貴之君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度の質問に答弁させていただきます。

こちら商店街だけかということではなくて、優先というところではなくて、区会は区会で建設課さんのほうで実施しているというところもありますので、今回の予算に関しては大体半分ずつぐらいでやっているというところで、こちらの補助、半額補助なので、商店街はLED化進んでいない部分もありますが、商店街の会計の予算等もあわせて順次更新していくというところで進めているところでございます。

○福祉課長（大森直也君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

外国人の方の振り仮名表記についての質問でございます。外国人に対しても住民票、当然記載されるわけですし、振り仮名についても記載するものでございます。外国人の方につきましては、読みどおりというのでしょうか、英字にしる漢字に

しろ簡体字にしる読み方どおりの振り仮名表記になるものと認識してございます。

○2番（尾森加奈恵君） 8ページの10目ガストロノミーリズム推進事業費の12節委託料の広報媒体制作委託料800万円について詳細をお伺いします。

○政策推進課長（荒井拓之介君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきます。

広報媒体制作委託料の詳細ということなのですが、こちら来年度余市町のシティープロモーション動画の制作を予定しております。具体的には、余市町が注目を集めているワイン産業をメインコンテンツとして位置づけたワイン産業に関する動画を制作するための予算となりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○2番（尾森加奈恵君） シティープロモーションの動画を作成されるということなのですが、今回のガストロノミーリズム推進事業の予算については令和8年度分を前倒して計上しているということだったので、このシティープロモーションの動画の作成というのは令和8年度から新たに始めるものということの認識でよろしいのでしょうか。

○政策推進課長（荒井拓之介君） 2番、尾森議員の再度の質問に答弁させていただきます。

ガストロノミーリズム推進事業、3年間の事業なのですが、PR事業というのは過去からやっております、その中で今回新しくといいますか、させていただくもの、PR事業の中で新規事業としてやらせていただくものでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省

略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 令和7年度余市町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第6、議案第8号 令和7年度余市町水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（後藤将人君） ただいま上程されました議案第8号 令和7年度余市町水道事業会計補正予算（第5号）につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたび補正いたします内容につきましては、資本的支出につきまして配水管布設替え事業、設計委託事業等の建設改良事業費の確定見込みにより3,419万1,000円の減額補正をいたすものであります。

また、資本的収入につきましては、工事費の確定見込みに伴う国庫補助金、工事負担金及び企業債合計で3,561万5,000円の減額補正をいたすものであります。

収益的支出、営業費用におきましては、原水及び浄水費において不足が見込まれる動力費の増、

減価償却費の確定見込みによる減、配水管布設替えに伴う配水管の除却等による固定資産除却費の増、また営業外費用につきましては企業債利息の確定見込みに伴う減により、水道事業費用合計で2,449万円の増額補正をいたすものであります。

収益的収入、営業外収益におきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業として水道、下水道施設エネルギー価格高騰支援事業に係る他会計補助金の増と確定見込みによる長期前受金戻入の増及び引当金戻入減により、水道事業収益合計で764万7,000円の増額補正をいたすものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第8号 令和7年度余市町水道事業会計補正予算（第5号）。

第1条 令和7年度余市町水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

項目、第4号、主要な建設改良事業、（ア）、配水管整備事業、既決予定量2億105万4,000円、補正予定量209万3,000円の減、計1億9,896万1,000円。

（ウ）、水道施設整備事業、既決予定量4,320万円、補正予定量250万円の減、計4,070万円。

（エ）、浄水施設整備事業、既決予定量3億7,136万2,000円、補正予定量2,959万8,000円の減、計3億4,176万4,000円。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款水道事業収益、既決予定額7億4,631万9,000円、補正予定額764万7,000円、計7億5,396万6,000円。

第2項営業外収益、既決予定額1億4,728万8,000円、補正予定額764万7,000円、計1億5,493万5,000円。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額

7億8,481万7,000円、補正予定額2,449万円、計8億930万7,000円。

第1項営業費用、既決予定額7億458万7,000円、補正予定額2,840万8,000円、計7億3,299万5,000円。

第2項営業外費用、既決予定額7,913万円、補正予定額391万8,000円の減、計7,521万2,000円。

次のページをお開きください。第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3億5,986万8,000円」を「3億6,129万2,000円」に、当年度分損益勘定留保資金「1億4,606万9,000円」を「1億4,749万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款資本的収入、既決予定額5億8,729万7,000円、補正予定額3,561万5,000円の減、計5億5,168万2,000円。

第2項国道補助金、既決予定額2,260万円、補正予定額607万5,000円、計2,867万5,000円。

第3項工事負担金、既決予定額1,030万円、補正予定額89万円の減、計941万円。

第4項企業債、既決予定額5億3,810万円、補正予定額4,080万円の減、計4億9,730万円。

支出、科目、第1款資本的支出、既決予定額9億4,716万5,000円、補正予定額3,419万1,000円の減、計9億1,297万4,000円。

第1項建設改良費、既決予定額6億5,230万1,000円、補正予定額3,419万1,000円の減、計6億1,811万円。

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的、配水管整備事業、補正前限度額1億5,460万円、補正後限度額1億5,710万円。過疎対策事業債、補正前限度額1,250万円、補正後限度額ゼロ円。浄水施設整備事業、補正前限度額3億7,100万円、補正後限度額3億4,020万円。

第6条 予算第9条に定めた一般会計から補助

を受ける金額「9,300万6,000円」を「9,980万6,000円」に改める。

令和8年3月3日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次に、令和7年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。1ページをご覧ください。令和7年度余市町水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。1款水道事業収益、補正額764万7,000円、2項営業外収益、補正額764万7,000円、2目他会計補助金、補正額680万円につきましては、水道、下水道施設エネルギー価格高騰支援事業に係る一般会計補助金の増額補正でございます。

3目長期前受金戻入、補正額671万3,000円につきましては、長期前受金戻入の確定見込みによる増額補正でございます。

4目引当金戻入、補正額586万6,000円の減につきましては、引当金戻入の確定見込みによる減額補正でございます。

支出、補正額のみ申し上げます。1款水道事業費用、補正額2,449万円、1項営業費用、補正額2,840万8,000円、1目原水及び浄水費、補正額170万円につきましては、不足が見込まれる浄水場等の動力費の増額補正計上でございます。

4目減価償却費、補正額70万8,000円の減につきましては、減価償却費の確定見込みに伴う減額補正でございます。

5目資産減耗費、補正額2,741万6,000円につきましては、配水管布設替えに伴う配水管の除却、量水器の除却等に伴う固定資産除却費の補正計上でございます。

2項営業外費用、補正額391万8,000円の減、1目支払利息、補正額391万8,000円の減につきましては、企業債借入利息の確定見込みによる減額補正でございます。

2ページをご覧ください。資本的収入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。1款資本的収入、

補正額3,561万5,000円の減、2項国道補助金、補正額607万5,000円、1目国庫補助金、補正額607万5,000円、3項工事負担金、補正額89万円の減、1目工事負担金、補正額89万円の減、4項企業債、補正額4,080万円の減、1目企業債、補正額4,080万円の減につきましては、いずれも工事費の確定見込みに伴う補正計上でございます。

支出、補正額のみ申し上げます。1款資本的支出、補正額3,419万1,000円の減、1項建設改良費、補正額3,419万1,000円の減、2目配水設備改良費、補正額209万3,000円の減、3目水道設備整備費、補正額250万円の減、4目原水設備改良費、補正額2,959万8,000円の減につきましては、いずれも建設改良事業費の確定見込みに伴う減額補正でございます。

以上、議案第8号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号 令和7年度余市町下水道事業会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第7、議案第9号 令和7年度余市町下水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長(後藤将人君) ただいま上程されました議案第9号 令和7年度余市町下水道事業会計補正予算(第3号)につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたび補正いたします内容につきましては、資本的支出につきまして処理場整備事業、設計委託事業等の建設改良事業費の確定見込みにより合計1億2,239万2,000円の減額補正をいたすものであります。

また、資本的収入につきましては、工事費の確定見込みに伴う国庫補助金及び企業債合計で1億938万3,000円の減額補正をいたすものであります。

収益的支出、営業費用につきましては、減価償却費及び資産減耗費の確定見込みに伴う増、営業外費用につきましては企業債借入利息の確定見込みによる減により、下水道事業費用合計で2,280万2,000円の増額補正をいたすものであります。

収益的収入につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業として水道、下水道施設エネルギー価格高騰支援事業に係る他会計補助金の増と下水道使用料及び長期前受金戻入の確定見込みによる増及び工事費の確定見込み等に伴う仮受、仮払消費税の整理に係る消費税及び地方消費税還付金の減により、下水道事業収益合計で2,084万8,000円の増額補正をいたすものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第9号 令和7年度余市町下水道事業会計補正予算(第3号)。

第1条 令和7年度余市町下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

項目、第4号、主要な建設改良事業、(ア)、公共下水道管渠整備事業、既決予定量1億1,940万円、補正予定量1億929万1,000円の減、計1,010万9,000円。

(イ)、公共下水道処理場整備事業、既決予定量6億9,862万6,000円、補正予定量1,310万1,000円の減、計6億8,552万5,000円。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款下水道事業収益、既決予定額9億8,935万8,000円、補正予定額2,084万8,000円、計10億1,020万6,000円。

第1項営業収益、既決予定額3億4,785万2,000円、補正予定額329万4,000円、計3億5,114万6,000円。

第2項営業外収益、既決予定額6億4,150万6,000円、補正予定額1,755万4,000円、計6億5,906万円。

支出、科目、第1款下水道事業費用、既決予定額9億3,404万8,000円、補正予定額2,280万2,000円、計9億5,685万円。

第1項営業費用、既決予定額8億6,048万6,000円、補正予定額2,602万4,000円、計8億8,651万円。

第2項営業外費用、既決予定額7,303万3,000円、補正予定額322万2,000円の減、計6,981万1,000円。

次のページをお開きください。第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4億2,787万6,000円」を「4億1,486万7,000円」に、当年度分損益勘定留保資

金「2億9,814万3,000円」を「2億8,513万4,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款資本的収入、既決予定額9億8,381万8,000円、補正予定額1億938万3,000円の減、計8億7,443万5,000円。

第2項国道補助金、既決予定額3億8,254万3,000円、補正予定額1,658万7,000円の減、計3億6,595万6,000円。

第3項負担金、既決予定額30万3,000円、補正予定額30万4,000円、計60万7,000円。

第4項企業債、既決予定額5億4,960万円、補正予定額9,310万円の減、計4億5,650万円。

支出、科目、第1款資本的支出、既決予定額14億1,169万4,000円、補正予定額1億2,239万2,000円の減、計12億8,930万2,000円。

第1項建設改良費、既決予定額8億2,607万円、補正予定額1億2,239万2,000円の減、計7億367万8,000円。

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的、公共下水道事業債、補正前限度額5億5,450万円、補正後限度額4億6,140万円。

第6条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「4億292万1,000円」を「4億652万1,000円」に改める。

令和8年3月3日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次に、令和7年度余市町下水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。1ページをご覧ください。令和7年度余市町下水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。1款下水道事業収益、補正額2,084万8,000円、1項営業収益、補正額329万4,000円、1目下水道使用料、補正額1,219万4,000円につきましては、本年度の下水道使用料実績と今後の調定を見込み、増額補正をするものでございます。

2目負担金、補正額890万円の減につきましては、し尿等処理負担金の確定見込みによる減額補正でございます。

2項営業外収益、補正額1,755万4,000円、2目他会計補助金、補正額360万円につきましては、水道、下水道施設エネルギー価格高騰支援事業に係る一般会計補助金の増額補正でございます。

3目負担金、補正額88万9,000円の減につきましては、北後志衛生施設組合の事務所使用に係る負担金の確定見込みによる減額補正を行うものでございます。

4目長期前受金戻入、補正額3,355万8,000円につきましては、長期前受金戻入の確定見込みによる増額補正を行うものでございます。

5目引当金戻入、補正額330万5,000円の減につきましては、引当金戻入の確定見込みによる減額補正でございます。

6目消費税及び地方消費税還付金、補正額1,541万円の減につきましては、工事費の確定見込み等に伴う仮受、仮払消費税の整理に係る消費税及び地方消費税還付金の減額補正でございます。

支出、補正額のみ申し上げます。1款下水道事業費用、補正額2,280万2,000円、1項営業費用、補正額2,602万4,000円、5目減価償却費、補正額2,257万3,000円につきましては、減価償却費の確定見込みに伴う増額補正でございます。

6目資産減耗費、補正額345万1,000円につきましては、汚泥脱水機設備更新工事に伴う旧汚泥脱水機設備の除却等に係る固定資産除却費の増額補正でございます。

2項営業外費用、補正額322万2,000円の減、1目支払利息、補正額322万2,000円の減につきましては、企業債借入利息の確定見込みによる減額補正でございます。

2ページをご覧ください。資本的収入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。1款資本的収入、補正額1億938万3,000円の減、2項国道補助金、

補正額1,658万7,000円の減、1目国庫補助金、補正額1,658万7,000円の減につきましては、工事費の確定見込みに伴う減額補正でございます。

3項負担金、補正額30万4,000円、1目受益者負担金、補正額30万4,000円につきましては、受益者負担金の収入実績に伴う増額補正でございます。

4項企業債、補正額9,310万円の減、1目企業債、補正額9,310万円の減につきましては、工事費の確定見込みに伴う減額補正でございます。

支出、補正額のみ申し上げます。1款資本的支出、補正額1億2,239万2,000円の減、1項建設改良費、補正額1億2,239万2,000円の減、1目管渠建設改良費、補正額1億929万1,000円の減、2目処理場建設改良費、補正額1,310万1,000円の減につきましては、いずれも建設改良事業費の確定見込みに伴う減額補正でございます。

以上、議案第9号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議あり

ませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号 令和7年度余市町下水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第8、議案第11号 余市町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○子育て・健康推進課長（新木徹也君） ただいま上程されました議案第11号 余市町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例制定は、乳児等支援給付認定を受けた未就学児における通園支援事業を利用する際の施設における利用定員や運営に関する基準を定めるものであり、市町村は子ども・子育て支援法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めることが義務づけられていることから、内閣府令で示された基準を踏まえ、本町における当該事業の運営基準を整備するため、本条例を制定するものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第11号 余市町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案。

余市町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和8年3月3日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。余市町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関

する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条・第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、余市町の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなら

い。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

次のページをお開きください。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第

30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通

園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

次のページをお開きください。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、

当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設定及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外

部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めなければならない。

(1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

(2) その提供する特定乳児等通園支援の内容

次のページをお開きください。

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

(5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員

(7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関

に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

（情報の提供等）

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提

供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

（1） 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

（2） 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

次のページをお開きください。

（3） 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備等）

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1） 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）

により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条

例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上、議案第11号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番(ジャストミートあたる君) 読み上げ、お疲れさまでございました。

○議長(藤野博三君) 質疑の前にあたる議員に申し上げます。

これ議会運営委員長から報告のとおり、民生教育常任委員会に付託の予定でありますので、その辺を考慮した中での質疑をお願いしたいと思います。

○13番(ジャストミートあたる君) 僕これ最初に委員会でもらったときに担当課長と話合いの上でそごがあつてうまくコミュニケーション取れなかったのですけれども、特定乳児等通園支援事業というのは特定乳児で私最初区切ると思ったのです。というのも特定妊婦という言葉があつて、出産後の子供の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と思われる妊婦ということなのです。これ全国で8,000人ぐらいいて増加傾向にあると。具体的に妊婦自身や家族に知的障害や精神障害などがあるために育児が難しいなどなど条件がついているわけです。そうなると、この特定妊婦という言葉が最初に頭にあると、特定乳児というのが障害を持った乳児というふうに私理解してしまっていて、ここを何とか(特定)とかにしないと、特定妊婦という言葉が先行しているもので勘違いされて障害を持った子供が、特定乳児等通園支援事業には障害持っていないと参加できないのではないかというふうに思ってしまう方もいると思うのですけれども、特定妊婦というのと特定乳

児という文言がちょっと似通っているのですが、そこはどうかにならないかというところなのです。これ1点だけお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○子育て・健康推進課長（新木徹也君） 13番、ジャストミートあたる議員からの質問に答弁させていただきます。

今回の特定乳児等の特定というところは、乳児等通園支援事業が給付制度になるというところで国のほうで特定とついてきているところでございます。この事業名に関しても国の事業でございますので、今回の条例もそうですが、国の基準どおりに提案しているところでございますので、ご理解願ひたいと思います。

○13番（ジャストミートあたる君） それは、上から来たからこのまんまいくのだというふうに僕は取るのです。というのも、理解していただけないと速やかに進まないと思うのです。特定乳児等、僕も調べたら、乳児等通園支援事業という言葉の上に、国から給付を受ける際に市町村から給付対象と認められた場所、特定という言葉は一定の基準を満たした事業を行う事業所という意味らしいのです。これ厚生労働省に確認しました。これをAIにかけたのです。すると、AIも間違えました、これ。ぐらい特定乳児という言葉は、それだけ間違いやすいということなのです。これにちょっと配慮していただきたいと思うのですが、ご答弁よろしくお願ひします。

○子育て・健康推進課長（新木徹也君） 13番、ジャストミートあたる議員からの再度の質問にご答弁させていただきます。

これは、町独自の事業でなく、国の事業でこういう事業名で実施されるものでございますので、ご了承いただければと思います。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

お諮りいたします。さきに議会運営委員会の委

員長から報告ありましたように、民生教育常任委員会に付託申し上げることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は民生教育常任委員会に付託申し上げることに決しました。

昼食のため午後1時まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 日程第9、議案第14号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○環境対策課長（佐々木大介君） ただいま上程されました議案第14号 工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げます工事請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、一般廃棄物最終処分場増設工事につきまして予定価格が5,000万円以上の請負工事となりますことから、議会の議決を求めるものでございます。

現在供用しております第2期一般廃棄物最終処分場につきましては、平成23年から施設の供用を開始し、現在まで15年間町内から排出される燃やさないごみ及び粗大ごみの埋立処理を行っているところでございますが、令和7年度に実施しました最終処分場残容量調査では令和9年度には埋立てを終了する見込みであることから、余市町一般廃棄物処理計画に基づき国の循環型社会形成推進交付金を活用し、施設整備を図るものでございます。

工事概要としましては、直接埋立てに供する埋立処分地につきましてごみの外部への流出を防止する堰堤、汚水の集排水設備、汚水の地下浸透を防止する遮水シートなどを備えるための埋立面積5,906平方メートル、埋立容積3万456立方メートルを建設するものでございます。

本提案に先立ちまして、去る2月4日に執行されました公募型指名競争入札にて受注者が決定しましたことから、このたびご提案申し上げますのでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第14号 工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、契約の目的、一般廃棄物最終処分場増設工事。

2、契約の方法、公募型指名競争入札。

3、契約金額、一金5億2,668万円也。

4、工期、自令和8年3月9日、至令和9年12月20日。

5、契約者、余市町長、齊藤啓輔。

6、契約の相手方、中村・和田・庄木特定共同企業体代表者、余市郡余市町黒川町1294番地6、中村建設株式会社代表取締役社長、中村公彦。

以上、議案第14号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） 質問させていただきます。

今回3社の特定共同企業体ということで、これジョイントベンチャーだと思われるのですが、3つの会社が共同企業体となったということで工区的には、それぞれ得意な分野が3つほどあるのかなと思われるのですが、工区で大まかに分かれて3つで区切られるようなところあるでしょうか。

○環境対策課長（佐々木大介君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問にご答弁申し上げます。

ジョイントベンチャー、工区での分けだとかをしているかということですが、どのような構成になってどのような工区分けというような仕方はしてございません。JVの組み方、それぞれの業者さんによって人繰りだとかいろいろなもの、ジョイントベンチャー組むケースがあろうかと思いますが、私も詳細について何と何が補っているとかは把握しておりませんし、指示もしてございません。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第10、議案第15号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○環境対策課長（佐々木大介君） ただいま上程されました議案第15号 工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げます工事請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、一般廃棄物最終処分場浸出処理施設改修工事につきまして予定価格が5,000万円以上の請負工事となりますことから、議会の議決を求めます。

現在供用しております第2期一般廃棄物最終処分場につきましては、平成23年から施設の供用を開始し、現在まで15年間町内から排出される燃やさないごみ及び粗大ごみの埋立処理を行っているところでございますが、令和7年度に実施しました最終処分場残容量調査では令和9年には埋立てを終了する見込みであることから、余市町一般廃棄物処理計画に基づき国の循環型社会形成推進交付金を活用し、施設整備を図るものでございます。

工事概要としましては、浸出処理を行う浸出処理施設につきまして埋立処分地内の汚水を環境へ負荷を与えないよう排出基準値以下で処理をして放流するために老朽化した設備の改修をするものでございます。

本提案に先立ちまして、去る2月4日に執行されました公募型指名競争入札にて受注者が決定しましたことから、このたびご提案申し上げます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第15号 工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第2条の規定により議会の議決を求めます。

令和8年3月3日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、契約の目的、一般廃棄物最終処分場浸出処理施設改修工事。

2、契約の方法、公募型指名競争入札。

3、契約金額、一金9,790万円也。

4、工期、自令和8年3月9日、至令和9年12月20日。

5、契約者、余市町長、齊藤啓輔。

6、契約の相手方、札幌市清田区北野6条1丁目5番1号、株式会社北海道山有代表取締役、掛川博樹。

以上、議案第15号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） こういった処理施設を請け負ってくれる会社を探して今回北海道山有という会社に決まったのですが、こういった処理施設を造る場合に北海道山有以外はなかったのかなということなので、今後こういった処理施設をやる場合に1社の入札になってしまうのでしょうか。

○環境対策課長（佐々木大介君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問にご答弁申し上げます。

私どもは、広く公募をさせていただきまして、結果的に1社という形にはなっておりますが、

道内に広く公募はさせていただいておりますので、ご理解いただければと思います。

○13番（ジャストミートあたる君）では、何社ぐらい当たりがあるのかというのは考えているのか、踏まえているのでしょうか。

○財政課長（高田幸樹君）13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に財政課のほうから答弁させていただきたいと思っております。

今回の案件につきましては5,000万円以上の工事ということになりますので、公募型指名競争入札という部分につきまして答弁させていただいております。ご質問の何社ぐらい当たりがあるのかという部分でございますが、今回この工事につきましてはかなり大きな工事になりますし、その後のこういった同様の工事になりますとも大きな工事になりますので、基本的には5,000万円以上を超えるものであれば公募型指名競争入札、つまりこういった業務がありますので、応募してきていただいた業者様のほうに対して入札もしくは見積合わせを執行するような形になるかと思っております。何社ぐらい当たりがあるのかという部分についてはお答えしかねる形になりますので、よろしくお願いたします。

○議長（藤野博三君）他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第15号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第15号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第11、一般質問を行います。

なお、一般質問は一問一答方式により実施いたします。発言時間は、質問、答弁を含め45分以内の時間制限となっており、持ち時間5分前にベルを鳴らします。

それでは、順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号2番、尾森議員の発言を許します。

○2番（尾森加奈恵君） 令和8年余市町議会第1回定例会におきまして、さきに通告いたしました一般質問2件について質問いたします。答弁のほどよろしくお願いたします。

件名1、小児医療体制の確保について。令和8年2月より余市協会病院の小児科が休診となり、町内で小児外来を受けられる医療機関が事実上1か所となりました。加えて、救急医療体制や休日当番医制度における小児の位置づけが分かりにくく、土日祝日や夜間の受診をめぐる保護者の不安が高まっています。小児医療は、子育て環境の安心感や定住施策にも関わる重要な課題であることから、町としての関わり方について確認するため、以下お伺いします。

1、令和8年2月2日より余市協会病院の小児科が休診となりましたが、町はその経緯と背景をどのように把握しているのか、またこの休診が町民生活に与える影響をどのように認識しているのかお伺いします。

2、本町の救急医療体制及び休日当番医制度において小児の受診はどのように位置づけられてい

るのか、あわせてその内容は町民に十分周知されていると考えているのかお伺いします。

3、小児科休診後の対応として近隣医療機関との連携や受診先に関する情報提供など町として講じている、または検討している対策はあるのかお伺いします。

4、他自治体の事例も踏まえ、小児医療の確保に町が関与することについて本町の考えをお伺いします。

件名2、景観・自然環境を守るための土地利用の考え方について。余市町は、農業をはじめ、漁業など自然環境と深く結びついた産業を基盤として発展してきました。一方で、将来的な高層建築物や大規模工作物、風力発電等の建設による景観や自然環境への影響が懸念されています。本町として今後の土地利用や開発について、以下お伺いします。

1、現在本町において景観や自然環境への影響を理由として高層建築物や大規模工作物等の建設を制限、誘導する制度や条例はあるのか、現状についてお伺いします。

2、景観、森林、農地、水源などに大きな影響を及ぼすおそれのある開発について町としてどのような考え方や判断軸で対応していくのかお伺いします。

3、余市町の景観や自然環境、農地を将来にわたって守るため、土地利用のルールづくりや条例制定を含め、今後どのように取り組んでいく考えがあるのかお伺いします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁します。

1点目の余市協会病院の小児科休診の経緯についてですが、昨年11月に病院のほうから常勤小児科医の退職に伴い当該医師による診療を令和8年1月末で終了し、後任の医師の確保に努めるとの説明がありました。その後本年1月中旬に新たな

医師が確保できず、2月から休診する旨の連絡がありました。小児医療は、子育ての安心の基盤であり、町民生活への影響は大きいと認識しており、町としても病院の小児科維持について要望していたところ、2月初めに4月から週1回程度小児科外来を再開する予定であると伺っています。

2点目の救急医療体制についてですが、日曜、祝日の日中は余市医師会の医療機関が輪番で、夜間は余市協会病院が急病患者を受け入れており、小児も対象としています。もとより救急受診は応急処置に対応するものであり、専門的な対応が必要な場合は症状に応じて専門医のいる医療機関へつなぐことを基本としています。周知につきましては、町の公式ラインやホームページ、広報紙等のほか、北海道小児救急電話相談を母子健康手帳交付時に案内し、活用を呼びかけています。

3点目と4点目の質問は、それぞれ関連がありますので、一括して答弁します。小児科休診後は、余市協会病院より定期通院が必要な患者について他医療機関への紹介を行った旨の説明を受けています。4月から週1回の診療再開予定を踏まえつつ、体制面の課題は残ることから、町としては地域全体に必要な小児医療の確保について引き続き余市医師会や近隣町村と連携していきます。

次に、景観、自然環境を守るための土地利用に関する質問に答弁します。1点目の高層建築物や大規模工作物等の建設を制限する制度や条例の有無についてですが、現在余市町独自の高層建築物や大規模工作物等の建設を制限、誘導する制度や条例等はありませんが、建築基準法、都市計画法、景観法等の各種法令や北海道景観条例等に基づき無秩序な開発がなされないよう対応しているところです。

2点目、3点目の質問は、それぞれ関連がありますので、一括して答弁します。民間事業者等による開発や土地利用につきましては、関係法令に基づき対応すべきものでありますが、本町の美し

い景観や森林、農地、水源といった地域資源は余市町の魅力であるとともに、町の将来を支える経済的資産であり、持続可能なまちづくりを進める上で欠かすことのできない基盤であると認識しています。町全体としての望ましい土地利用の方向性を明確化し、地域資源を守る仕組みの構築を検討しています。

○2番（尾森加奈恵君）では、1点目の小児医療の確保についての再質問からさせていただきます。

まず、11月頃に病院から連絡を受けて小児科の医師が辞めてしまうので、後任の確保をするということで話をしていたけれども、1月中旬には確保ができないとなったけれども、また4月から週1回程度再開できる予定ということだったのですけれども、町のホームページには1月30日に乳幼児期の予防接種の情報として協会病院が休診したと分かる情報を発信しているのですが、もう少し早く休診の情報を発信することはできなかったのか、またホームページに表示されているタイトルが乳幼児期の予防接種ということであることから、休診の情報を見落とししてしまった町民もいたのではと考えますが、小児科を利用する対象者に対して適切に情報を周知できていたのかをお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君）2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

情報周知については、先ほど申し上げましたとおりラインなどを使って周知しております。尾森議員の指摘は、それが遅かったのではないかとこの指摘ではあるのかもしれませんが、もう終わってしまったことはしょうがないので、今後、それが遅かったのかどうかの判断はここでは検証はしませんけれども、いずれにせよこういう医療機関に関する情報は引き続き迅速に伝えるように努めていくということに尽きるかと思えます。

○2番（尾森加奈恵君）今後迅速に伝えていく

ということで、そのような答弁だったのですが、実際に協会病院の小児科の休診を知らずに病院に行ってから休診を知って町外の病院に行ったという声も聞いていますので、早めに分かりやすい周知が必要であるということをお伝えさせていただいて、2点目の救急医療体制及び休日当番医制度についての再質問に移らせていただきます。

救急医療体制も休日当番医制度に対しても小児も対象であるという答弁をいただいたのですが、実際に休日に紹介されている、広報などに掲載されている病院に行ったところ、窓口で年齢を聞かれて、その年齢は対応できませんと、受診ができなかったという例もありますし、救急医療体制にしても恐らく専門的なものがあれば専門的なところにつなぐということなのですが、対応できない場合もあるのではと思うのです。現状休日当番医については、広報とホームページで周知されているのですが、小児についての対応については特に記載がないのです。例えば小児については、症状や年齢により対応が難しい場合があるですか、そのようなことが書かれていないのですが、あとは先ほど母子手帳のほうに北海道小児救急電話相談の番号も書いていますというようなことおっしゃっていたのですが、このような電話番号なども広報などに追加していただくと、保護者としては子供が急に熱を出しました、それが休日です、夜間ですというときはとても焦っていますので、まずは広報ですかホームページなどを見ると思うのですが、どのようにすればよいのかというのがそのような情報があると分かりやすくなると思いますが、見解をお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君）2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

休日に熱を出したりということがあったら、もちろん親御さんは非常に心配だと思いますので、それを踏まえて必要な親御さんには救急電話相談

の電話番号を伝えているということでございます。いずれにせよ、救急の電話相談、必要な場合はどんどんかけていただきたいと思いますので、いろいろなところで見ることができるようになっていくことが必要ではないのかなというふうに思います。

○2番（尾森加奈恵君） ぜひ情報を得やすい状態にさせていただきたいと思いますし、休日当番医制度についてもより町民に分かりやすく情報を提供していただきたいと思います。

それでは、3点目の小児科休診後の対応についての再質問に移らせていただきます。もともと通っていた患者さんには、別の病院をもう既に紹介をされていたということなのですけれども、常に通っていないけれども、たまにお世話になる町民も多いと思うのです。今後は、4月から週1回程度再開が予定されているということなのですけれども、町のホームページを今現在見ると、ワクチン接種に対応している医療機関として町内の医療機関ですとか町外の医療機関も紹介はしているのです。ただ、ワクチン接種の情報のみではなくて、小児が受診可能な受診先の一覧ですとか、休日や夜間の相談窓口などを整理して周知することも可能なのではと考えますけれども、見解をお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁したいと思います。

もちろん整理して載せることは可能だと思いますので、見やすい体制に引き続き努めていくということでもあります。

○2番（尾森加奈恵君） 整理してこれから載せていただけたということで、承知しました。情報があるだけで町民の安心感ですとか、速やかな判断につながると思いますので、ぜひ情報の周知というものを強化していただきたいと思います。

この3点目と4点目、関連しているということで一括答弁でいただいたのですけれども、4点目

の質問としては小児医療の確保に町が関与することについての考えということでお伺いしていたのですけれども、例えばなのですけれども、茨城県つくば市ですとか、長野県茅野市では遠隔医療アプリを活用して休日ですとか夜間も小児の相談や診療を行う体制を整えています。また、つい最近新聞にも掲載されていましたが、砂川市では開業医への助成制度によって小児科診療所の新設というものが実現しているのです。本町においてもオンライン医療の活用ですとか、医師確保の支援を含めて様々な方法というのが考えられると思いますが、見解をお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきます。

オンライン診療に関しては、既にオンラインの小児科をやっているところが結構ありますので、それは随時自分たちで使っていただければいいのではないかなというふうに思います。

医師の確保に関しては、もちろん少子化に伴って小児科の医師の成り手というのも減っていているという中で小児科医の確保というのは全国的な課題であるというふうに認識しているわけがあります。いずれにせよ、町としては地域の基幹病院である協会病院とも連携を取りながら小児科医の確保をしていきますし、市中のクリニックでも小児科医に今後なりそうな方がいるという話もありますので、その院長には私も話をしたりしますので、いずれにせよこういうことをやりながら小児科医の確保は引き続き取り組んでいくということでございます。

○2番（尾森加奈恵君） 引き続き医師の確保には取り組んでいただけたということでした。

では、2点目の質問です。景観、自然環境を守るための土地利用の考え方についての再質問に移らせていただきます。まず、1点目の現在制限や誘導する制度や条例はあるのかという現状認識を伺ったのですけれども、現在そのような制度です

とか条例というものはないということだったのですけれども、都市計画法や建築基準法、景観法などの関係法令に基づいて対応されているということだったので、国や道の法令というのは最低基準と言ってはどうなのか分かりませんが、全国一律の基準だと思っておりますけれども、本町として全国一律の基準ではちょっと対応できないものというものもあると思っておりますけれども、本町として現在様々な問題が起こらないように町の景観ですとか自然環境を守るために取り組んでいることの具体的な事例ですとか、何かその内容があればお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

先ほど申し上げましたが、各種法令や北海道の景観条例に基づいて取り組んでいるわけでございますので、これがもちろん景観を守るための取組になるので、具体的なものがあるかといったら、これに基づいてやっているということが具体的な取組でありますので、いずれにせよ先ほども申し上げましたが、私の考え方としては、重要なところですから、ちゃんと言っておきますけれども、余市のテロワールというか、景観というのは非常に重要な町の未来を支える経済的資産であるというふうな認識をしているわけです。なので、これをきちんと守るように取り組むということをやっていくということでございます。

○2番（尾森加奈恵君） 町長は、余市のテロワールというものが町の未来にとっても大事な資産だから、しっかりと守る活動をされている、取組をされているということで承知しました。

では次に、町としてどのような考え方や判断軸で対応していくのかの再質問に移らせていただきます。その判断軸というものが、これも1点目の質問の答弁とほぼ同じような内容にはなるのですけれども、余市町はこういう判断をして環境ですとか自然を守りますよというような意思表示とい

うものが余市町内の人にも余市町外の人にもはっきりと分かりやすくもう少し示してもよいのかなと思うのです。このような判断軸ですというものが明確であれば、例えばここで何か事業をしようとする、開発をしようとする事業者にとっても予見性というものが高まりますし、結果として町に不利益な開発などを防ぐことにもつながると思うのですけれども、もう少し町としての判断軸というものを、あとは意思というものを明確に示す考えはないのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

判断軸に関しては、先ほど申し上げました各種法令でカバーされているわけです。例えば大規模な工作物であれば、高さ15メートル以上とか、そういうのは決められているわけなので、過度な環境破壊、景観の破壊につながらないように関連法令でカバーはされているわけです。なので、個別具体的な案件については、個別具体的に聞いていただければ判断軸は示すのであって、一元的には景観行政団体ではあるので、その判断軸に基づいて我々も判断していくということかというふうに思います。

○2番（尾森加奈恵君） 個別具体的に判断軸を示していかれるということではあるのですが、最近様々なニュースがまだ新しい状態で耳にされていると思うのですけれども、他の自治体では景観ですとか、水資源ですとか、土地利用に関する町独自の判断軸を示さないまま開発が進んでしまっていて問題が顕在化してから条例を作成したり、対応せざるを得なくなった事例というものが最近あると思っておりますけれども、余市町はそういうものがなくても問題がないと今考えられているのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

開発行為を行う際には、きちんと町を通じて北

海道に相談があったり、環境影響評価等に関して町のほうに意見照会が来るというふうな流れになっていますので、その都度余市町としては意見を出して判断軸を示しているということでございます。

○2番（尾森加奈恵君） 開発が行われる際には、しっかり町は意見を出して、その意見を出すことで町は守っているということだと思っておりますけれども、美しい自然を守り、安心、安全な町としていくためにふるさと宮津を守り育てる条例というものを制定した宮津市のような事例もあります。何も今現在問題が起きていなくても先に条例ですとか、何かルールを定めておくことで個別対応も随分楽になるのではないかと思います、見解をお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

例えばそもそも余市町も景観行政団体に含まれているわけですが、北海道がそうなので、その枠内で余市町も様々な景観を守るよう取組をやっているわけです。それに加えて、各種条例を定めている自治体があるわけです。宮津だったら天橋立があるわけなので、その自然の景観を守るべきというのがあるし、例えば屋根の色を茶色に統一する、そういう各自治体ごとに定めている例はあります。例えばそういう事例なり条例があったとしても開発とはまた別の話になってくるのであって、条例があるからといって必ずしも開発行為を阻止できるというわけではなくて、その都度環境影響評価をやりながら、近隣の自治体でも条例あるけれども、そうやってなっている事例あります。そういうことなので、必ずしも条例があるからといって開発を一律で制限できるというわけではなくて、その都度その枠内で環境影響評価をやりながらということになるのではないかなというふうに思います。

○2番（尾森加奈恵君） 確かに町長おっしゃる

ように条例があるから万能というわけではなく、条例というのは盾みたいなもので、ちょっと守れたりするものということで、ないよりあったほうがよいものというようなことなので、条例がなくても守る方法はあるということだと思っておりますけれども、例えば条例でなくても、条例制定の有無にかかわらず、まず町としての姿勢ですとか判断軸というものをどの段階でどのように意思表示していくのか、あとは様々な開発などが行われるときの事前協議の仕組みづくりですとか、情報の見える化ですとか、今すぐ取り組める対応を進めていく考えなどはあるのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、余市町の景観、ワイナリーがあったり、果樹園があったり、シリパが見えて風光明媚な景観が広がっておりますけれども、それは経済的資産であるというふうな認識をしているわけなので、それについては将来的にきちんと先ほども申し上げましたとおり地域資源を守る仕組みの構築を目指して各種検討は進めていくということになるかというふうに思います。

○2番（尾森加奈恵君） 地域資源を守る仕組みを検討していかれるということで、承知しました。ただ、本町の景観ですとか自然環境というものは、一度失われれば元に戻すことができない大切なものなのです。それは、町長も十分認識されているということが分かりましたけれども、町の景観、そして自然環境を守るという意思をぜひ町民にも分かりやすく示していただきたいのです。町民が将来にわたり安心できるように、最後に町長の明確な答弁をいただいて終わりたいと思っております。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

もちろん私の意思としては先ほどの、重要なところなので、繰り返しますけれども、余市の景観

というのは余市の将来を支える経済的資産であるというふうに認識しているので、それを毀損するような開発なり取組は許されないというのが基本的な立場であります。これは、環境、景観に関する問題が先んじているヨーロッパの国では特にそうですけれども、景観イコール経済的資産であるという考え方がもう定着しておりますので、もちろん自然とそういうコミュニティが出来上がっているわけですが、余市町の場合は環境行政団体に北海道の条例でなっておりますが、いずれにせよ先ほど申し上げましたテロワールですとか景観というのは経済的資産であるというような認識をしていますので、それをきちんと守っていくということに尽きるのではないかとこのように思います。

○議長（藤野博三君） 尾森議員の発言が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時55分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

順次発言を許します。

発言順位2番、議席番号13番、ジャストミートあたる議員の発言を許します。

○13番（ジャストミートあたる君） 通告書に基づいて質問させていただきます。

余市協会病院へ続く道の除排雪の優先順位について。先日町民の方から協会病院への道がひどいことになっているというお手紙を頂きました。内容は、南2線から余市協会病院へ続く道の除雪対応が遅く、救急車と一般車が擦れ違えずに立ち往生していたとのこと、その後南2線の除排雪が行われたのですが、余市協会病院への道は後回しにされたそうです。余市協会病院には、仁木や積丹

からも救急車が乗り入れるそうで、少なくとも国道5号線と登街道からのアクセスは問題なく通行できるようにしてほしいとのことでした。そこで、次の事項について伺いたい。

1、上記のような事実は確認されているか。

2、余市協会病院や他の病院周りの除排雪は、他の施設と比べ優先順位のような基準はあるのか。

3、令和6年度決算において冬期除雪対策費の委託料予算が約3億4,000万円のうち約4,200万円が不用額となっているが、この場合どのような状況で不用額となったのか、また令和7年度の傾向はどうか。

4、本町の除雪の予算編成はどのようなものか。当初は抑制的に組み立て、後ほど補正でカバーする形か。

5、委託への支払いは、どのような形で行われているのか、定額なのか、出来高なのか、またはその両方か。

次、第51回衆議院議員総選挙と第27回最高裁判所裁判官国民審査の選挙・開票結果について。2026年2月8日に投開票が行われた第51回衆議院議員総選挙と第27回最高裁判所裁判官国民審査の余市町開票区の結果表の内容について次の事項を伺いたい。

1、小選挙区の投票総数が8,911とあり、比例代表が8,910とあるが、持ち帰り票がゼロとなっており、この1票差を見ると1名が比例代表のみを投票拒否したと見られるが、詳細を伺いたい。

2、また、この1票差は期日前投票所で起きており、どのような状況でこのような差が出たか想定される理由をお聞きしたい。

3、最高裁判所裁判官国民審査において小選挙区の投票総数が8,911とある中8,381となっており、530票もの差が出ている。これは、裁判官国民審査への投票を拒否した人数と見ていいのか。また、持ち帰り票が1票出ているが、どうして持ち

帰り票と分かったのか。

4、期日前投票所は、役場とイオンの2か所に設置されていたが、選挙結果表を見ると他の投票所は細かく分けられているが、期日前投票所としては分けられていない。表の上段に記載されている余市町役場の投票者は、投開票日と期日前投票の連結された数字か。

次、クリーンセンターへの苦情について。先日町内の方からクリーンセンターへの苦情をいただいた。内容は、クリーンセンターで敷地内の空き地と重機を使って職員が畑を耕して収穫をしているというものだった。事実か。

以上です。よろしくお願いたします。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の協会病院へ続く道の除排雪の優先順位に関する質問に答弁します。

1点目の事実確認に関する質問ですが、事実関係を余市消防署に確認したところ、救急搬送に支障が生じたという事実はなかったとの報告を受けています。

2点目の除排雪の基準に関する質問ですが、余市協会病院周辺への優先順位のような基準はありませんが、余市協会病院が隣接する町道学園線については余市町除雪計画において排雪作業に係る重要路線と位置づけています。

3点目の令和6年度決算及び令和7年度の傾向についてですが、本町の除排雪業務では稼働した時間に単価を乗じた実績での出来高部分等による支払いを基本とする契約内容としていることから、その年の積雪状況等による実績に応じた支払いをしています。また、令和7年度は、現時点では当初予算内で執行可能と見込んでいます。

4点目の除雪の予算編成についてですが、除排雪予算は過去の実績と平年の降雪量を踏まえ、標準的な額を当初予算として計上しています。抑制的に低く見積もることなく、町民生活の安全、安心を最優先した予算編成としています。なお、想

定外の大雪の場合には、速やかに補正予算で対応しています。

5点目の委託への支払いに関する質問ですが、委託業務への支払いについては出来高部分等による実績を基本とした実際の稼働に応じた支払いを採用しています。

次に、クリーンセンターへの苦情についてですが、施設を管理受託している株式会社北後志第一清掃公社に確認したところ、福利厚生を目的に不適切な公有財産の使用があったことは事実でありました。これを受け、弁護士に相談したところ、直ちに刑法上の犯罪に該当するものではないとの見解ですが、行政財産の目的外使用という地方自治法に抵触する状態を招いた責任は極めて重いと認識しています。私からは、本件発覚後直ちに公社社長を呼び出し、厳重に注意を行うとともに、実費相当分の負担と経営責任を明確にするための報酬の返納、二度と同様の事態を起さない旨の誓約書の提出を求めたところです。

なお、選挙関係の質問につきましては、選挙管理委員会委員長より答弁します。

○選挙管理委員会委員長（絹野秀克君） 13番、ジャストミートあたる議員の第51回衆議院議員総選挙と第27回最高裁判所裁判官国民審査の選挙、開票結果につきまして答弁を申し上げたいと思います。

1点目、2点目につきましては、関連がありますので、一括して答弁を申し上げたいと思います。今回の衆議院議員総選挙で小選挙区選出議員選挙の投票総数は8,911票、比例代表選出議員選挙の投票総数は8,910票と1票の差が出ております。この1票の差につきましては、期日前投票で選挙人が小選挙の投票を行った後、比例代表については棄権するとの意思表示がなされたことから生じた差でありますことをご理解いただきたいと思います。

3点目の最高裁判官国民審査の投票総数と小

選挙区選出議員選挙の投票総数の差についてであります。今回の選挙では衆議院小選挙区と比例代表の期日前投票が1月28日から、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票が2月1日からと制度上開始日が異なっております。したがって、選挙管理委員会では、開始日が異なっていることを有権者の皆様に2月号の町広報の配布に合わせてチラシを作成し、周知を図ったところであります。

1月31日までに期日前投票を済ませた選挙人は558人おり、このうち2月1日以降に国民審査だけ投票された方は30人となっております。このことが大きな差となっていると思います。また、持ち帰り票につきましては、投票者数と投票数が1票符合しなかったことから、持ち帰り票と判断し、開票立会人の意見を聞き、決定したものでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、4点目の期日前投票所2か所の投票数についてであります。この質問の選挙結果表に添付しております各投票所の状況は開票日当日開票所で配付させていただいたものであります。表中の期日前投票所の投票数については、余市町役場とイオン余市店で投票された合計数となっております。なお、それぞれの投票者数につきましては、町のホームページで毎日投票者数を更新し、周知に努めたところでありますが、内訳として余市町役場は11日間で2,337人、イオン余市店は5日間で3,697人、合計で6,034人となっておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

○13番（ジャストミートあたる君）では、再質問させていただきます。

上記のような救急車と一般車が擦れ違えず立ち往生していたというのがそのときだけなのかもしれませんが、私もここは自宅の裏でケースデンキとかホームセンターがあるわけですが、そちらに向かうときに使うのですが、やはりここ遅いのです。そこに、南2線全体も遅いのですけれども、特に救急車両が通るにはかなり狭い状況で

す。登街道から入ってくる分にはまだいいのですけれども、南2線から入ってくるところが非常に狭い、これが長らく続くのです。こういった苦情というのは、やっぱり住んでみないと分からなくて、救急車が通ったときだけ大したことなかったよと言われても実際住んでみるとあそこの流れは非常に悪くなっているのですが、事実なしということなのですけれども、ここ改善される予定はありますか、こういう苦情を聞いた上で。

○町長（齊藤啓輔君）13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

もちろん除排雪のルートに関しては、先ほど答弁したとおり重要路線もきちんとやっておりますし、そこだけ改善するというよりは、全体で同じようなことを言う方がもちろんいるわけですから、全体を見据えて余市町内きちんと通路を確保できるように除排雪しているわけですので。なので、特定の地域だけやっているわけではなくて、全般を通してきちんと除雪業務をやっているわけであって、余市の除排雪に関しては他の地域と比較すると優れているという声を耳にすることがあるわけですから。ほかの地域を見れば分かりますが、実際に優れているというふうに私も思うわけなのです。ジャストミートあたる議員の質問のベースとなった手紙、我々ももちろん目通して調べたわけですが、事実関係はなかったのと、もちろん除排雪に関してはその路線だけが重要というわけではなくて、全部の路線重要ですので、満遍なくきちんと冬の通路を確保すべく我々は引き続き全力でやっていくということになります。

○13番（ジャストミートあたる君）今重要路線という言葉が出てきたのですけれども、病院につながる幹線道路から病院につながる道路のほかにも重要路線というのは他にどんなものがあるのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

重要路線というのは、排雪を優先的に行って幅員を広くするという、そういう意味での重要路線なわけですけれども、基本的には重要度というのはもちろん国道、道道、町道と太い線につながるわけです。なので、交通量が目安となって、そこを考慮しながら順番に進めるということを念頭に置いてやっていくわけです。なので、もちろん今回のような大雪が降った場合、国道が一番太いですから、そこが止まったら国民生活に支障を来すので、そこを第一に、もちろん国のほうでやりますけれども、その重要路線にどんどん、どんどんアクセスするところ、そして交通量が多いところを優先的にやるという考え方があります。

○13番（ジャストミートあたる君） となると、具体的に駅だとか、そういったところとして聞きたいわけです。大きい道路というと、私たちが思っている大きい道路と町側が思っている大きい道路というのはなかなか差異があると思うのですが、具体的にどういった施設というので言っていたらありがたいと思えます。お願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

重要路線、場所というか、点ではなくて線で、もちろん道路なので、やるわけなので、交通量が多いところを優先的に重点的にきちんと交通の確保をすべくやっているというわけなので、委員会でもこういう路線図説明していると思いますが、こういう計画図に基づいて適切に除排雪計画を立てているということをごさいます。

○13番（ジャストミートあたる君） 施設ではなく、恐らく相談されてきた方というのは施設で聞きたいと思うのです。だけれども、町としてはラ

インで見ているということで、太い道路優先で、交通量が多いと。となれば、最近つながった高速道路から仁木につながる高速道路の沿線なのですが、これ一番太い道路なのですけれども、生活道路とそちらの高速道路、どちらが優先でしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

高速道路に関しては、我々管理者ではないので、開発局が除雪をすることになるので、我々は町の除雪だから、町道を中心にやるということになります。

○13番（ジャストミートあたる君） では、高速道路につながる町道というのは、生活道路と比べてどちらが優先でしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

先ほど申し上げましたとおり、どこにつながろうが線で動いておりますので、計画に基づいてやっていくということに尽きるかというふうに思います。

○13番（ジャストミートあたる君） その計画に基づいて今ここで明言はしてもらえないでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

質問の趣旨を明確化させていただきたいのですが、それを聞くことで何を趣旨として聞きたいのかというのが判然としないので、私の答弁としては線でやっておりまして、いずれにせよ全ての道路が重要であり、重要だと思うからやっているのであるというようなことになって、もちろん太い道路のところを優先的にやっているのは、それはそうですが、別に全ての道路をないがしろにしているわけでは、おざなりにやっているわけで

はなくて、全ての道路の通行を確保すべく余市町はやっているということでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。ありがとうございます。手紙をくれた方というのは、具体的なこの病院関係に続く道はどの道なのだとすることで周りから固めて聞いていこうかなと思ったのですけれども、恐らくラインで、これ以上答えが返ってこないと思うので、これまでにしておきます。

次、3番です。4,200万円不用額になったということに対しては、いろいろ話されていたのですけれども、もう一度お聞きしていいですか。メモったのですけれども、自分の字汚くて分からなくなってしまったので、もう一度お願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

簡単に言うと、不用額が生じた理由というのは、稼働した時間と単価を掛けているわけです。なので、稼働した時間が少なければ不用額が生じる、すなわちその年の降雪状況によって稼働する時間が上下というか、単価が変わりますので、それに応じた支払いをするということなので、それに基づいて不用額が生じるということになります。

○13番（ジャストミートあたる君） この場合4番、5番にもちょっとつながってくると思うのですけれども、例えば時間で払う、雪が降ったら出なければいけない、まとめて先にある程度払っておくと。そうすると、雪が降っても例えば出動回数が増えればその分最初に払った分がどんどん、どんどん逡減していくわけで、そうなってくると出動しないほうが得だというふうに、言わば東北のほうではそうなって問題になっているわけです。これに対して余市町ではそういった問題はあるでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思

ます。

それは、割と古典的な論点であって、もちろん雪が積もっているけれども、出ないほうが業者としては得というのはあるでしょうけれども、そういうことはなくて、きちんと基準がありますので、それに基づいて出動をしていくということでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。そういった古典的だということで、私ちょっと分からなかったもので、聞いたのですけれども、そういった青森というか、東北のほうでは連携が取れていないということなのですが、こういった具体的な連携というのは除排雪の係と言わば町、役場側の連携というのはどのように取っておられるでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思

ます。連携が取れていないということではなくて、パトロールとかはうちのほうできちんとパトロールしてというようなことを言っていますので、きちんと連携は取れていますし、きちんと基準がありますので、基準に基づいた出動をしているということでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） ありがとうございます。1枚目については以上でございます。

次に移らせていただきます。1問目の小選挙区の総数8,911と比例代表8,910、これは棄権する意思があったということなのですが、こういった形で申告があったのか、その理由というのは何か伺っていますでしょうか。

○選挙管理委員会委員長（網野秀克君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答えたいと思

います。これは、本人がはっきりと拒否をしたと、そういう形で受け取っております。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりまし

た。意思があつて、それ以上は聞いてもそれ以上の答えはないと思われまふ。

2に移るのですけれども、このような状況が出た理由について投票日に時間差があつたということですが、ちょっと聞きづらかつたので、もう一度日付についてお聞きしたいと思います。

ごめんなさい。2番と言つたのですが、3番でございます。申し訳ない。

○選挙管理委員会委員長（絹野秀克君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答へたいと思ひます。

日付が変わつたというのは、余市町の選挙管理委員会ではどうのこうのというのではなく、全国的に投票日が1月28日、それから国民審査が2月1日というのは決まっていますので、この辺は私たちの判断する余地でないということをご理解いただきたい。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。おのおの投票日が違ふので、この530票差というものが出してしまう、恐らく全国的にもこれぐらいの差は出るのだらうなというふうに理解しました。

持ち帰り票が1票というのは、開票人に聞いたところ、こういう持ち帰り票ということが出たということで、3番も分かりました。

4番なのですけれども、期日前投票所はイオンと2か所に設置されて、2,337、3,697、合わせて6,034ということで細かく今教えていただきました。これは、連結された数字ということなのですが、そこで余市町役場の投票が2,337ということをお聞きたのですが、その奥に不在者投票というのがありまして、こちらの不在者投票というのはどういった流れで余市町では投票していただいているかご説明いただきと思ひます。

○選挙管理委員会委員長（絹野秀克君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答へたいと思ひます。

不在者投票は、役場のみでの受付という形でやっておりますので、ほかのところでは一切受け付けておりません。

○13番（ジャストミートあたる君） この193票の不在者投票というのがあるのですけれども、これは本町においてどのように集められて、役場で回収されたものなのかお聞きしたいです。どういった手法でというか。

○選挙管理委員会委員長（絹野秀克君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答へたいと思ひます。

これは、郵送が中心になってやっております。

○13番（ジャストミートあたる君） これに選挙管理委員会は立会いというものはやっていますでしょうか。

○選挙管理委員会委員長（絹野秀克君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答へたいと思ひます。

郵送されたことについては、職員、選挙管理委員のメンバーがきちんと管理してやっております。

○13番（ジャストミートあたる君） 管理というのは、投票するときの管理でしょうか、届いた後の管理でしょうか。

○選挙管理委員会委員長（絹野秀克君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答へたいと思ひます。

それは、投票した郵送してきたものはきちんと投票日まで管理してあります。投票日に開票してやるということになってあります。

○13番（ジャストミートあたる君） では、投票するときには、選挙管理委員会は管理していない、つまり立会いもしなければ、お任せの状態ではない、不在者投票を行っているということではよろしいでしょうか。

○選挙管理委員会委員長（絹野秀克君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答へたいと思ひます。

います。

不在者投票で期日前投票に来た場合には、きちんと選挙管理委員が2名ついて、そして確認をして封筒に入れて処理している、そういう形でやっておりますので、ご理解いただければと。

○13番（ジャストミートあたる君） 何で不在者投票をここまで掘り下げるかというのと、昨年7月に参院選で35人分の投票用紙が無断使用され、これ老人ホームの入居者らの不在者投票を不正に処理し、手口は簡単です。老人ホームの運営会社が特定の候補者を応援していたと。そこで、選管が立ち会わないことを知り、こういった犯行を考えたと。その際に老人ホームの認知症にかかっているような方を選んで、その中から35人分をチョイスして書いて郵送したという事件がありました。それと……

○議長（藤野博三君） ジャストミートあたる議員に申し上げます。

その事実は、新聞報道等で確認できますか。

○13番（ジャストミートあたる君） 確認できません。

○議長（藤野博三君） 事実でしょうか。

○13番（ジャストミートあたる君） 事実です。

○議長（藤野博三君） それをはっきりおっしゃってください。

○13番（ジャストミートあたる君） 新聞報道でもされています。よろしいですか。

同じく、これも報道されております。同じく参院選、東京大田区で不在者投票で大量水増しが問題発覚しました。大田区選管担当者4人を書類送検、不在者投票を二重計上したために生じた集票数と実際の投票数との食い違いに対し、つじつまを合わせるために無効票2,600票を不正に処理、選挙区で約2,500票、比例で2,700票が明るみになりました。選挙事務を担当した元職員は、勉強会が減り、モラルの低下が見られた、以前から隠蔽体質があった、一、二か月休みがなく疲れてどうし

ようもなくごまかしたということになっております。つまり不在者投票というのはこういったものに使われるおそれが非常に高い、それに対してセキュリティが物すごく甘いということなのです。これに対して今の委員長はどのような所感をお持ちでしょうか。

○選挙管理委員会委員長（絹野秀克君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答えたいと思います。

余市町では、そういうことは一切ありませんので、ご理解いただきたいと思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 余市町は分かりました。なのですが、いつ起こるとも分からないことなのです。なので、セキュリティの甘さについて委員長はどういうふうに所感をお持ちでしょうか。

○選挙管理委員会委員長（絹野秀克君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答えたいと思います。

施設で投票するときは、担当者と十分打合せをして不正のないようにということでやっていますので、その辺は心配ないと思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 私この不在者投票に対してこういうふうに関今2件紹介しましたけれども、これ氷山の一角だと思っているのです。というのも、信頼関係を持って全部委任するという点において、言わば性善説に基づいてやっているわけです。しかし、第三の目が入っていない状況で投票できるというのは、非常にこれは選挙制度としては穴があると。言わば期日前投票も、前回も言いましたけれども、身分証明書を出さなくてもいいというところで、日本の選挙制度というのはこういったところで物すごい大穴があると思っております。こういったことというのは、各自治体の選挙管理委員会とかで独自の施策とか対策というのを取れるというのはあるのでしょうか。

○選挙管理委員会委員長（絹野秀克君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答えたいと思います。

本人確認の件なのですけれども、投票日及び期日前投票所において入場券を持っていない場合には、総務省や道選挙管理委員会の指示に従い、マイナンバーカードや運転免許証等本人確認証の書類の提示を求めるなどして受け付けております。今回は、かなり新聞などで前もってやっているものですから、黙っていても向こうから選挙人が示してくれたことが結構ありました。

○13番（ジャストミートあたる君） 今のも善意に基づく結果なのです。つまり制度として提出を願います、全ての人にとというのは、自治体独自の選管で可能かどうかということが質問の趣旨でございます。

○議長（藤野博三君） 絹野選挙管理委員会委員長に申し上げます。

余市町で今現実に行われていることを答弁していただければ結構だと思いますので、よろしくお願いたします。

○選挙管理委員会委員長（絹野秀克君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答えたいと思います。

今の件は、多分やっていけるような気もするのですけれども、検討していかなければならないことではないかなと思っております。

○13番（ジャストミートあたる君） 先ほどのニュースのくだりで勉強会が減り、モラルの低下が見られたということなのですが、選挙に関わる方々の勉強会というのは余市では行われているのでしょうか、お願いします。

○選挙管理委員会委員長（絹野秀克君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答えたいと思います。

余市町ですが、明るい選挙推進協会という明推協という組織がありまして、そこで年に1回総会

と同時に研修会、それから選挙管理委員会の中では常時選挙についての話し合いをしております。

○13番（ジャストミートあたる君） ということは、年1回ということは最大で選挙間で4回行われるということなのですが、余市町ではほかの自治体に比べて年1回というのは多いのでしょうか、少ないのでしょうか。

○選挙管理委員会委員長（絹野秀克君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答えたいと思います。

明推協の関係は、後志で今活動しているのは余市だけなのです。ですから、ほかのところの状況は把握しておりません。

○13番（ジャストミートあたる君） 投開票、言わば選挙の準備期間の1か月から2か月前からほぼ休みがなくて疲れてごまかしたという言い訳を言っているのです、この捕まった方は。余市もこのような苛酷な状況、選挙前にはあるのでしょうか。

○選挙管理委員会委員長（絹野秀克君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答えたいと思います。

余市町では、そういうことはありませんので、ご心配なく。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。ご答弁ありがとうございます。この不在者投票というのは、非常にブラックボックスになっていて、この票が193票もあるということで、余市町においては私165で当選しているの、1人受るか受からないかというのがこの不在者投票で決まってしまうぐらいの票数なのです。なので、こちら辺のブラックボックスというのをきちんと選管が投票する前段階で何とか監視、管理をしていただければなと思います。これ全国的な問題だと思うのですが、老人ホームとか障害者施設でこういうことが行われるので、ちょっと目を開いて一歩踏み込んでいただきたいと思いますが、これに関

して最後ご答弁をお願いします。

○選挙管理委員会委員長（絹野秀克君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問にお答えしたいと思います。

そのことについては、今後十分に配慮していきたいと思っております。

○13番（ジャストミートあたる君） ありがとうございます。

次です。クリーンセンターの苦情についてですが、先ほど言わば苦情というか、そんなことやっいていいのかというような怒りに近い声が私のもとに届いて明るみになったと、これ事実、重いということですが、どの程度、どの場所で行われたのでしょうか。たまたま先ほどの入札の資料の中にクリーンセンターあるのですけれども、どこら辺で行われていたかというのを教えてください。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

地図を見せながらではないと分からないと思うのですけれども、豊丘850番地内の敷地の使用していない土地、クリーンセンター管理棟の北側の場所であるというふうに認識しています。

○13番（ジャストミートあたる君） これどの程度の規模の畑だったのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

正確な寸法は、今雪が積もっているのですが、不明ですけれども、約200平米ぐらいであると思えます。

○13番（ジャストミートあたる君） クリーンセンターで働いている方々、これ皆さん知っておられたのでしょうか、それとも管理者が一人で行っていたのでしょうか、そこら辺の詳細をお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

これは、社長が福利厚生目的で種や肥料など道具を自費で購入して畑を作り、収穫した野菜は各社員が持っていくということなので、知っていたか知っていなかったかという、知っていたということになるかと思えます。

○13番（ジャストミートあたる君） ということは、処分されたのは社長だけでしょうか、それとも働いている社員はどうなったのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

処分したのは、社長です。

○13番（ジャストミートあたる君） 社長は1名だと思えるのですけれども、今この社員というのは何人ほどいるのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

担当によると10名ということです。

○13番（ジャストミートあたる君） これは、勤務時間内でやっていたのですか、勤務時間外でやっていたのでしょうか、それともその両方でしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

社長に関しては、勤務時間という縛りがないので、それ以外のスタッフに関しては社長の指示に基づいて勤務時間内だけれども、仕事のないときにやっていたというふうに認識しています。

○13番（ジャストミートあたる君） つまり重機を使って職員が畑を耕していたという事実なのですが、この重機使われているときの燃料代とか、使っている最中の、恐らくユンボだと思うのです

けれども、どういった重機、どういった頻度で使われていたかご承知でしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

バックホーという重機を2時間程度使用していたというふうに聞いています。

○13番（ジャストミートあたる君） これに対してどういった処分を行ったかというのをもう一度お願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

さっきも言ったので、ちゃんと聞いておいてください。私が呼び出して嚴重に注意を行うとともに、実費相当分の負担、経営責任を明確にするための報酬の返納、そして二度と同様の事態を起ささない旨の誓約書の提出を求めたということでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） すみません。いろいろメモることが多くてちょっと聞き漏らしがあります。すみません。

報酬の返納というのは、お幾らだったのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

これに関しては、経営責任、監督責任の明確化のために報酬の30%、1か月分、自主返納するというのを約束してもらいました。

○13番（ジャストミートあたる君） 実費に関しては、いかほどだったのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

実費に関しては、重機の稼働で大体9,800円ぐらい、土地の使用で二百数十円、社員2人の人件費

合わせて1万八千八百幾らかぐらいになります。

○13番（ジャストミートあたる君） 以前もこういうことはあったのでしょうか。これが初めてでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

これについては、初めてであるというふうに認識しています。

○13番（ジャストミートあたる君） 具体的にこれから起こらないようにするには、どのような誓約書というか、どのようなことでこれからこういうことが起こらないように町としては取り組むのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

これについては、誓約書を出させたというふうに言いましたが、もちろんこれは二度とこのようなことを起ささないというような内容です。なので、法令遵守、公私混同の排除、不適切な経営判断の防止、経済的責任、役員報酬の自主返納、代表取締役としての進退という項目の誓約書を出させて二度とこういうことをしないと、あった場合には即座に職を辞しますというような内容の誓約書を出してもらったということでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。町側の責任というのは、誰が取られて、どの程度、どの部署、どの課、言わば誰が町側としては責任取るのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

町側の責任はありません。

○13番（ジャストミートあたる君） 町側の責任がないという根拠をお示しください。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあ

たる議員の質問に答弁させていただきたいと思いをします。

クリーンセンターに関しては、町が管理を委託しているわけです。なので、クリーンセンターの内部のことは、第一清掃公社がきちんと責任を持ってやると。ましてや、本件の事例に関しては町有地に関して畑を耕作したというようなことでもありますので、町の責任が絡む余地が一切ないというような判断になりますので、町側の責任はないということになります。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。教えていただいた方からいろいろ聞いて、僕も最初は町側がそんなことはないと言うかなと思ったら、意外と苖食ってきたので、こういうことがあったのだなということでございます。というわけで、その人にもこの後ご説明に上がるのですけれども、こういったことが起こってほかのところでもこういったことが行われているおそれは町側としては把握しているか、もしくはこれを機にチェックというのはされるのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思いをします。

こういうことというのは、敷地内に畑を作るといことですか。通常であれば、そういうことは想定されないのでは、ないのではないかとというふうに思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（藤野博三君） ジャストミートあたる議員の発言が終わりました。

○議長（藤野博三君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思いをします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明4日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 2時47分

上記会議録は、寒河江書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 7番 藤 野 博 三

余市町議会議員 2番 尾 森 加 奈 恵

余市町議会議員 4番 佐 藤 剛 司

余市町議会議員 5番 内 海 富 美 子